

令和3年第6回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令和3年11月24日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	11月24日 午前10時00分		
	閉 会	11月24日 午後2時31分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	島 袋 誠	8	與 那 勝 治
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	與 儀 常 次
	4	座間味 薫	11	嘉 陽 崇
	5	座間味 邦 昭		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	5	座間味 邦 昭	6	吉 田 清 尊
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	我那覇 尚 一	書 記	大 木 明 美
	局長補佐 兼議事係長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	久 田 浩 也	経 済 課 長	久 田 哲 史
	副 村 長	比 嘉 克 雄	住 民 課 長	仲 村 美 奈 子
	教 育 長	玉 城 奎	福 祉 保 健 課 長	宮 里 晃
	総 務 課 長	我那覇 隆 文	幼 保 連 携 推 進 室 長	久 田 友 也
	企画財政課長	田 港 朝 津	会 計 管 理 者	金 城 寛 樹
	学校教育課長	桃 原 秀 樹		
	社会教育課長	嘉 陽 健		
	建設課長兼 水道課長	嶺 井 雄 二		

令和3年第6回今帰仁村議会臨時会

議事日程第1号

令和3年11月24日（水曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第52号	今帰仁美ら海守り隊基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	説明・質疑 討論・採決
4	議案第53号	今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	説明・質疑 討論・採決
5	議案第54号	物品購入契約について（今帰仁中学校低公害車スクールバス購入事業）	説明・質疑 討論・採決
6	議案第55号	物品購入契約について（天底小学校低公害車スクールバス購入事業）	説明・質疑 討論・採決
7	議案第56号	令和3年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
8	報告第8号	専決処分の報告について（今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）1工区）	報 告
9	報告第9号	専決処分の報告について（今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）2工区）	報 告
10	報告第10号	専決処分の報告について（今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）3工区）	報 告

○ **座間味 薫 議長** ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに令和3年第6回今帰仁村議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程に入ります前に、去る10月19日に行われた、令和3年第4回臨時会における8番與那勝治議員の質疑の中で、企画財政課長より発言訂正の申入れがありますので、訂正させます。田港朝津企画財政課長。

○ **田港朝津 企画財政課長** おはようございます。10月19日提案の令和3年度今帰仁村一般会計第5回補正予算の中で、與那勝治議員の質疑の中で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の目的を、事業者支援に充てることを沖縄県が定めたと説明いたしましたが、正しくは、国において事業者支援に充てることと定められておりました。訂正し、おわび申し上げます。

○ **座間味 薫 議長** 会議に入ります。

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 座間味邦昭議員及び6番 吉田清尊議員を指名いたします。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ **座間味 薫 議長** 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、本日1日間に決定いたしました。

日程第3. 「議案第52号 今帰仁美ら海守り隊基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ **比嘉克雄 副村長** おはようございます。議案の説明を致します。

議案第52号

今帰仁美ら海守り隊基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

上記議案について、別紙のとおり制定したいので議会の議決を求めます。

令和3年11月24日提出

今帰仁村長 久田浩也

提案理由

小笠原諸島沖で噴火した海底火山の影響による村内海岸等への軽石漂着を契機に、村内の漁港、海辺等の管理保全のための事業、共同活動等に活用する基金を設置する必要があるため、この議案を提出し

ます。

今帰仁美ら海守り隊基金の設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 本村地域における漁港、海辺等の管理及び共同活動の強化に対する支援事業を行うため、今帰仁美ら海守り隊基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合限り、予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

なお、基金の原資につきましては、ふるさと納税を活用したクラウドファンディング及び寄附金等を考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第52号 今帰仁美ら海守り隊基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について質疑します。

提案理由には、小笠原諸島沖で噴火した海底火山の影響による村内海岸等への軽石漂着を契機に、村内の漁港、海辺等の管理保全のための事業、共同活動等に活用する基金を設置する必要があるため、この議案を提出しますとありますが、めぐりまして、第1条の中に今帰仁美ら海守り隊基金とありますけれども、この美ら海守り隊とはどういう方々になるのか、具体的にお伺いします。また、第2条に、基金として積み立てる額は、予算で定める額とありますが、今、ふるさと納税等を充てるということでありましたけれども、この予算は大体どれぐらいを目途に定めるのか。金額ですが、10万円なのか、100万円なのか分かりませんので、お伺いします。次に第4条、基金の運用から生じる収益は、予算に計上して、基金に編入

するものとする。この基金から生じる収益とは、どういう収益が予想されることがありますか、お伺いします。以上。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

まず、今帰仁美ら海守り隊基金の設定でございますが、それに関する表現にしております守り隊の隊につきましては、現在軽石が北部市町村、沖縄県内全域に影響させている状況でございますが、今帰仁村内においてその軽石の除去を目的に、今後基金を設置して事業を実施するという形になりますが、事業実施についてはまだ具体的な形としては見えてこない部分もございます。様々な形が考えられる中で、どのような団体、いろんな団体が美ら海を守るための隊として形をつくって、軽石の除去に当たっていきいたいということで、まだその隊員となる方がどの部分なのかというのは確定ではございませんが、いろんな方々が関わっていただいて、美ら海を元の形にしていきたいというふうに思っているところでございます。

それと目標でございますが、先ほど副村長のほうから説明がありましたとおり、ふるさと納税の中でガバメントクラウドファンディング、要するに基金を募りますので、その基金によって寄附をいただいた金額をまた基金に入れて、その基金から事業実施のときは一般会計の実施の中で歳入歳出というふうに予算を組んで事業を実施していきたいというふうに考えているところでございます。

それと基金条例案の第4条でございますが、基金の運用益の処理につきましては、基金として口座を開設いたしますので、その口座の利息等、それが発生してきますので、それを有利な方向で運用するためにも、その運用益の利息を基金の中で活用していくということになります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今の課長の説明では、守り隊は村民全体としてという形の答弁だったと思えますけれども、村民全体となると、どういう方法で作業していくんですか。いつからやるんですか。今年やるのか、来年やるのか。予算もあるということですので、この作業に従事した村民は、何か報酬とか手当があるのか、ボランティアなのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

ふるさと納税に伴ってクラウドファンディングを募集をかけて寄附を募っていくわけでございますが、そちらの予定としては、12月の中旬から3月の中旬の約90日間を予定しております。その中で集められた寄附金額でもって事業を実施するような形で、具体的に取り組めるのは来年度、この事業としての運用といたしますか、事業実施については令和4年度になることが予定されております。ただ、その金額が、目標額としては3,000万円として、ちょっと大きめに予定したいと思いますと思いますが、寄附金の状況によっては、その事業費は変動していくという形になります。

それと質疑の中にありました、美ら海守り隊の中での事業実施でございますが、村民に関わっていただきたいということと、人員といたしますか、様々な方々や団体の力を借りたいというふうに考えておりますが、そういう方々についてはボランティアでお願いしたいというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 作業は来年4月からになると思うんですが、ボランティアでやるということですけども、ボランティアはどこからスタートさせるのか。私は今決まったメンバーからスタートしたほうがいいと思います。村民に対しては、議会、役場職員百何十名もいますよね。全体で役割分担してやることによって、村民が次、じゃあ、ワッター番だなということで認識しますので、決めたメンバーは何もしないで村民からさせるというよりは、議会、役場職員等から最初に手本を見せるのが村民の行動にもつながると思いますけれども、どうですか。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

この軽石の除去でございますが、つい先日、観光協会が発起人となって、諸志の赤墓ビーチのほうで除去作業をされております。その前段として、北山高校の高校生の部活であったり、村民が関わっているというふうに伺っております。また、その観光協会からの呼びかけで、役場職員や様々な業種の方々が、そのボランティアで除去作業をしている状況でございますので、そういう流れもありますので、その基金の運用についてもいろんな方々や団体のお力を借りながら、事業を実施していきたいと考えているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの10番與儀常次議員は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書の規定により、特に発言を認めます。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 じゃあ、今後も観光協会に委託して今後は進めていく予定なのか。古宇利の字でもこの前、21日にやっていますけれども、字ごとでやるのか。観光協会もやりながら、各字でもやるのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

軽石の除去につきまして、様々な団体が主体となって除去されることは大変好ましいことだと思いますが、今回の基金の設置につきましては、村の予算の中で組んで実施してまいりますので、今帰仁村が主体となって、いろんな団体の力を借りながら実施していくこととなります。特定の団体にお任せするというのではなくて、今帰仁村役場として、今帰仁村としてどういう形で実施していくのか。一番好ましい形なのかも検討しながら、予算を募って実施していきたいと考えているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 議案第52号について質疑をいたします。

先ほど同僚議員からも質疑があつて、また確認しながら質疑を進めていきたいと思つていますが、今回の基金の集め方が、私、制度が分からなくて、ふるさと納税の中のクラウドファンディングをしてやると。当たり前ですが、私はふるさと納税とクラウドファンディングは違うのかなと思つたら、その中にあるような仕組みであるということで、この制度は具体的にどのような形で、ふるさと納税の中からクラウドファンディングをしてやっていくのか。これは返礼品があるのかなのか、これも含めて具体的な説明、クラウドファンディングのやり方ですね。目標金額は一応、3,000万円を設定していると。そして、12月から3月までの90日間を設定しているというところで、この基金を使うのは4月からの予定で、集

まった事業規模によって進めていくのか。それとも結局、足りないものは一般財源とか、ふるさと納税の中からまた別のものを出してやっていくのか。あくまでもこの範囲の中で対応していく事業として考えているのか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 5番座間味邦昭議員の質疑について説明いたします。

美ら海守り隊基金の設置等、その募集の方法でございますが、クラウドファンディングと申しまして、ふるさと納税を運営しているところが複数ございます。その中の一つとして、ふるさとチョイスというサイトを利用した今帰仁村のふるさと納税制度を行っております。その中にクラウドファンディングを活用して、ページをつくっていただくという予定にしております。従来のふるさと納税の一つの項目のそばにクラウドファンディングがあるというふうにご理解いただければと思います。中身については、そのふるさと納税とは少し変わりますが、返礼品などはございません。あくまでも寄附行為に当たります。

それと事業費の展開でございますが、寄附金に応じた事業の展開、もしくはその寄附金が、今目標値としては3,000万円という大きな目標を掲げておりますが、その中で事業費が集まる形にある程度見込まれれば、さらにほかの財源を手当てしてでも実施していく計画になるのか、それとも集まった金額内の事業運営になるのかは、まだ未定でございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時21分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時21分)

5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、ふるさと納税の中のクラウドファンディングというお話をされていたので、どういう制度なのかというのは全く知らなかったんですけども、ただ、あくまでもこのサイトの中にクラウドファンディングという別の部分のページがあって、そこで募集をかけるということで、とりあえず、今はクラウドファンディングというのは一つのページしか打っていない。ふるさと納税みたいに、例えばいろんな業者があると思うんですけども、ANAとかいろんな会社がありますけれども、そのようにあっちこっち打つのではなく、ふるさとチョイスというサイトの中のクラウドファンディングのページを使って、この1社で集めていくという考えでよろしいのか。それを上げるだけで、あとはとりあえずは、何かしら集めるためのPRとか、そういうことは特にやっていかないのか。とりあえず上げて、3月まで様子を見るという取り組み方で行くのか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

ふるさとチョイスを使ったクラウドファンディングについての質疑については、議員の質疑のとおりでございます。

それと、それ以外の募集につきましては、一般的な寄附行為があるかと思いますが、そういう申し出がある場合は、そのように受入れをして、美ら海守り隊の基金の中で運用を図っていきたいというふうにご考えているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時23分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。

(再開時刻 午前10時23分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 すみません、説明漏れがございました。

そのガバメントクラウドファンディングと併せて、村のホームページ等でも、そのPRに努めてまいりたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 議案第52号について質疑をいたします。

今回、条例制定の議案であります。クラウドファンディング、寄附を募るための条例を制定して基金をつくるということで理解しておりますが、これの中の第1条の中で、漁港、海辺等の管理及び共同活動の強化というところがあるんですけれども、ここの漁港、海辺等の範囲、仲宗根でいえば大井川とかも相当軽石が入ってきたり、出て行ったりもしますが、各字にそういうところはあると思います。その辺、どこまでこの範囲でできるのかどうかお伺いしたいというところと、先ほどの説明の中で来年度から事業をスタートするということだったんですけれども、来年度ではものすごく遅いと思うんです。この基金が幾らか、どのくらい寄附されるかどうか分からないんですが、これをあてがって早めに事業をスタートするべきであるというふうに思います。新聞報道で見ましたけれども、国頭村ではクラウドファンディングをやっています、茨城県の境町というんですか、ここが代理寄附をしているというところで、国頭村のために代理寄附をしている県外の自治体もありました。今帰仁村もそのように広げていって、先ほどありましたように、どのようにPRしていくか。これはホームページに載せたとか、クラウドファンディングを始めただけでは、やはり寄附は集まらないと思いますので、これはいかにPRしていくか、この勝負だと思っています。国頭村のような代理寄附、これは国頭村がお願いしたのか、向こうが率先してやったのか、この辺はよく分かりませんが、そういうやり方もあるだろうなというふうに思います。その辺、今帰仁村のPRの仕方、先ほどもありましたけれども、改めて説明を求めたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 8番與那勝治議員の質疑について説明いたします。

この基金設置に当たって、実施できる事業の範囲、漁港や海辺等というふうな第1条での表現でございますが、まず、今帰仁村の海岸はもとより、漁港施設等も海に面しております。また、河川の河口等も大潮であったり、満潮時には風向きによっては上流側といいますか、今、大井川橋の下でも軽石が見受けられる状況でございますので、そういうところも含めて、その基金で充てられる事業を展開できればということで、この軽石の影響する場所を想定して、その事業の展開を検討していきたいと考えているところでございます。

それとPRについては、その国頭村での茨城県の代理寄附のお話もありましたが、そういう事業の展開も含めながら、今帰仁村のできるPR活動を検討していきたいというふうに考えております。海岸線や河川や河口につきましても、様々な管理団体がございますので、そういう団体、県等になりますけれども、県の担当課とも調整を図りながら実施できる部分を、また、県に要請できるものは要請しながら対応していきたいというふうに考えております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時28分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時28分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 事業の実施でございますが、そちらのほうは募集期間を3か月間、90日間として実施を予定しておりますので、その基金が当初で集まるのか、それとも最終頃に集まるのかにもよるかと思えますけれども、また、募集期間の全体的な結果にも関わると思えますので、それは募集をかけたから、その基金の運用については検討していきたいと考えております。まずは寄附が集まらなないと、基金への積立てする金額が工面、すぐにはできる状況ではございませんので、そういうものも踏まえて、全体的に検討していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 このガバメントクラウドファンディングであります、目標金額を設定して、目標額何パーセント達成したとか、そういう場面も出てくると思うんですけれども、以前勉強したところもあって、やはり目標金額を設定しても、ものすごく低い寄附金しか集まらないような事業もあると思えます。これはスタートを切った当初で、ものすごくブーンと寄附が上がると集まりやすい傾向もあるというふうに説明を受けたこともあります。なので、やはりスタートのところを大事だろうなというところと、メディア戦略、寄附を受け付けていますというところと、また県内を探しても、まだガバメントクラウドファンディングを活用しているところは少ないだろうと思っています。糸満市は返礼品ありでやっているということでありましたけれども、その辺も新聞を活用しながら、あとは県内全自治体対象になってくると思えますので、やはりスタート、今がチャンスだろうと思っています。今帰仁村は本当に早めにスタートしていますので、チャンスは相当あると思えます。この辺のメディア戦略を含めて、スタートをどのように切っていくか。それと、これは地元住民も寄附できるのか。寄附したから、ふるさと納税の場合は控除とか、その辺もあると思うんですが、その辺、控除対象となるのかどうか、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

そのクラウドファンディングの始まりのほうでは、PRをいかに図るかということが重要だということでございますが、議員がおっしゃるとおり、様々なメディア、新聞やテレビ取材ができるような形で、今帰仁村のクラウドファンディングのPRを考えていきたいというふう考えているところでございます。

それと寄附金に当たりますので、今帰仁村民が寄附した場合ということでございますが、そちらのほうは寄附金の控除を受けられる対象になっているものでございます。ふるさと納税とよく並びになりますが、ふるさと納税の返礼品が地元の方は受けられないという状況もございまして、このクラウドファンディングについては返礼品もございませんし、一般の寄附と同じような取扱いになりますので、寄附金控除が受けられるということになります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 タイミング的にといいますか、郷友会のゴルフもありまして、そういうところでもどんどんアピールしていってもらって、中南部に住む今帰仁関係者も含めて、県内・県外、この辺、

ぜひ広めていただきたいというふうに思います。

代理寄附、これは本当にいいことだなと思ってまして、寄附をしてくださいというよりも宣伝していただけたら、ありがたいなというふうに思っています。今帰仁村も関連するようなところがあれば、これはどんどん発信していただきたいと思います。これは助け合いでお互いさまのところもありますけれども、このガバメントクラウドファンディングを最大限活用するために、ぜひ早急な対応で、そしてウミンチュは本当に困っている状況が相当ありますので、その辺も加味しながら、なるべく早急な対応をしていただきたいと思います。ここは宣伝もかねてということで、村長のほうから答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 8番與那勝治議員の質疑にお答えをしたいと思っております。

陸上においては、新型コロナウイルスの感染ということで、昨今予断を許す状況ではないんですけども、終息も見えてきたという報道もなされている中で、今度は海からの軽石問題ということで、漁業者、また観光関連業者の方々の心労はいかばかりかということで、心中を察するというところでございます。

今、ご提案のありました代理寄附等も含めて、あらゆる関係機関の皆様への支援をスピード感を持って要請をしていくのと、一日も早い元の海浜、そして元の生活に戻せるよう、しっかり周知、先ほどありましたとおり、あらゆる媒体、そしてあらゆる人脈等を使いまして、しっかりと汗をかいてスピード感を持って対処していくという覚悟を持っているところであります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 議案第52号について質疑をいたします。

今までいろいろ同僚議員からもありまして、これは確認程度でさせていただきたいと思います。3,000万円を目標に、ガバメントクラウドファンディングを活用した受け皿として、この条例を制定するというところで理解しているところでもありますけれども、先ほど同僚議員からもありましたように、クラウドファンディングで集めるときの、3,000万円を達成するためにPR方法は非常に重要であり、スタートダッシュは非常に重要だと私も理解しているところであります。そのPRの訴求方法ですね、この辺は職員だけで考えてPRしていくのか。第三者、観光協会だったり、いろんな知恵を借りながら、どうやれば日本国民に響く、寄附したいと思わせるような内容のPR方法に持っていけるかということが非常に重要なのかなというふうに理解しているんですけども、この辺の方法論をどのような体制で、今後戦略としてやっていくのか伺います。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 2番上原祐希議員の質疑について説明いたします。

クラウドファンディングのPRの方向でございますが、今現在は庁舎内のみの検討になっております。今後、具体的に実施していく場合のPRの方法としては、先ほど村長から説明があったとおり県外の方々であったり、村出身者や、また議員がおっしゃるとおり観光協会の力を借りたり、そういう様々なことができるものだと思っておりますので、それを含めていろんなPR活動を積極的に検討してまいりたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 正直これはいろんな地域がやっていることですので、出せば集まるわけではないと思っているので、本当に重要なのかなと思ってます。おっしゃるように庁舎内だけではなく、これから広げていきたいということも理解いたしました。

例えば観光協会ですと、これまで民泊等、修学旅行の受入れ等もしていますし、観光客の動向を含め、いろんな情報を持っています。例えばハートロックとかがちょうど北側ですし、昔はこうだったけど、今はこうなっていますというふうな発信をすれば、そこに訪れた観光客であり、民泊で来た修学旅行者とか、そういう方たちには響きやすいのかなというのも思うわけです。なので、いかに響くような訴求活動をしていくかというところは非常に重要になってくると思いますので、ぜひその辺、戦略的にしていただきたいということと、先ほど同僚議員からもありましたけれども、スタートダッシュが大事なので、ぜひその辺はリーダーとして、村長の力でまず県内の郷友会であり、県外で活躍している村内事業者であったり、まずスタートでしっかりと寄附を集められるようなスタートダッシュを決められるような体制づくりも非常に重要になってくると思いますので、その辺を総括して、やはり3,000万円以上集めてもいいわけですから、今後の漁業者だったり、観光業者もいろいろ困っている中、この事業をやることでいろんな可能性が出てくると思いますので、ぜひ重要だと思しますので、その辺の見解を改めて村長から伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 2番上原祐希議員の質疑にお答えをいたします

先ほど来、周知、PRはスタートダッシュが肝心だということは、重々私も承知しているところでございます。先ほどの答弁と重複いたしますけれども、あらゆる関係機関、議員ご提案の例えば観光協会、そして商工会、さらには郷友会、本土の郷友会も含めて、私も周知をしていると。先週東京に伺う機会もございまして、島の先輩に周知をして、大変憂慮しているというお言葉もいただいて、しっかり一日も早い元の海浜、また元の生活に戻してもらいたいという要望も賜っているところでございます。ご提案のあったことも十分庁議で精査いたしまして、周知、PR、そしてクラウドファンディングをしっかり広めていくという点でスピード感を持って、しっかり汗をかいていくというところでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第52号 今帰仁美ら海守り隊基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第52号 今帰仁美ら海守り隊基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第53号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第53号

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上記議案について、別紙のとおり改正したいので議会の議決を求めます。

令和3年11月24日提出

今帰仁村長 久田浩也

提案理由

人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出します。

今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後(案)	現 行
(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に <u>100分の112.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 (略)	(期末手当) 第19条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額に基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 (略)

<p>3 再任用職員に対する前項の規定の運用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p>	<p>3 再任用職員に対する前項の規定の運用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p>	

第2条 今帰仁村職員の給与に関する条例（昭和60年条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後（案）	現 行
<p>（期末手当）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の運用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第19条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6カ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（略）</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の運用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p>
<p>備考</p> <p>1 現行の欄中下線が引かれた部分（以下「現行部分」という。）に対応する改正後（案）の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該現行部分を改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する現行部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>3 現行部分に対応する改正後部分がない場合には、当該現行部分を削る。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

以上です。

- 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。
- 10番 與儀常次 議員 議案第53号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

提案理由について、人事院勧告の趣旨を踏まえ、所要の改正を行う必要があるため、この議案を提出しますとありますが、現行と改正ということで、今説明で引き下げることがあったんですけども、金額にして幾ら下がるのか。第1条ですね、100分の何月と言われてもあまりピンとこないですので、金額で幾ら差額が出るのか。第2条も給与云々とありますけれども、こっちも幾らの差額が出るのか、答弁を求めます。

- 座間味 薫 議長 我那覇隆文総務課長。
- 我那覇隆文 総務課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について、ご説明申し上げます。

今回の人事院勧告を踏まえて、支給率が下げ改定ということになりますが、去年も同様の形で翌年は平均でという形でやりましたけれども、6月期にあった1.275のときと今回改正で0.15月分下がった場合に、これは個人個人は出しておりませんが、職員全体の差額としては550万円ほど支給額が少なくなるということになります。

- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時46分)
- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時48分)

ほかに質疑はありませんか。5番座間味邦昭議員。

- 5番 座間味邦昭 議員 議案第53号について質疑をいたします。

今回、人事院勧告で期末手当の賞与が民間ベースに合わせてちょっと減になるということで、お伺いしたいんですが、人事院から勧告された給与や賞与の減に関しては、地方交付税の算定とかにも影響が出るのか。これは全く関係のないものなのか。この辺、結局下げられても交付税として、もしかしたらそれも人口とか、それ以外に職員の給与も算定の基準になっていて、全体的に下がっているんだから交付税も下がる。これは地方交付税の中からは読み取れなくて分からないかもしれないけれども、一応影響がある可能性があるのかお伺いいたします。

- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時49分)
- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時49分)

田港朝津企画財政課長。

- 田港朝津 企画財政課長 5番座間味邦昭議員の質疑について説明いたします。

この給料改定に伴いまして、地方交付税の算出については影響がないものと考えております。以上です。

- 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。
- 5番 座間味邦昭 議員 今回、これは交付税には影響がないと。例えば職員の数とか、そういうものは影響があるのか。それも全くないというのか、確認を求めます。

- 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前10時50分)
- 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前10時51分)

田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

職員の増員や減員の場合のものに関しても、地方交付税の影響はないものだというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 最後にまとめて確認いたします。

今回の賞与に関するものに関しては、給与も含めて、また職員の数も含めて、地方交付税とか一般財源の税収には影響はないということで、改めて答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 ただいまの質疑について説明いたします。

地方交付税については、今回の改正も含めてですが、そういう職員の給与の金額によって、地方交付税の増減に関わるということはないというふうに理解しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第53号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第53号 今帰仁村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。(休憩時刻 午前10時53分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前11時04分)

日程第5. 「議案第54号 物品購入契約について(今帰仁中学校低公害車スクールバス購入事業)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第54号

物品購入契約について

今帰仁中学校低公害車スクールバス購入事業に係る物品購入契約の締結について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

- 1 契約件名 今帰仁中学校低公害車スクールバス購入事業
- 2 納入場所 今帰仁村教育委員会
- 3 契約方法 一般競争入札
- 4 契約金額 7,675,008円
- 5 契約の相手方 沖縄県浦添市字港川495番地5
沖縄ふそう自動車株式会社
代表取締役 與那覇 明

令和3年11月24日提出
今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

今帰仁中学校低公害車スクールバス購入事業に係る物品購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第3条の規定により議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

購入事業契約書を添付しております。お目通しをお願いいたします。以上です。

- 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。7番玉城みちよ議員。
- 7番 玉城みちよ 議員 議案第54号 物品購入契約について（今帰仁中学校低公害車スクールバス購入事業）に係る物品購入契約の締結について質疑をいたします。

3番の契約方法、一般競争入札になっておりますが、この入札で何社の申込みがあったのかお伺いします。

- 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。
- 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの7番玉城みちよ議員の質疑についてご説明いたします。

今回一般競争入札に付した結果、2社から応札がございました。以上です。

- 座間味 薫 議長 7番玉城みちよ議員。
- 7番 玉城みちよ 議員 その2社のうち村内の事業所が入っていたのかと、このスクールバスの大体の耐用年数をお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

今回発注しました今帰仁中学校低公害車スクールバス購入事業でございますが、これについては新車の購入ということで、まず、ディーラーが対応することになります。これについても発注をしてからの製造で納品という形になりますので、応札があったのが沖縄ふそう自動車と日野自動車、2社でございますので、村内での入札参加はございませんでした。すみません、耐用年数については、手元に資料がございません。後ほど確認したいと思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 今回ネットのほうで10月14日に公募をされて、28日に入札執行というふうになっていたんですけれども、村内の新車の購入をできる事業所とかへの案内とかは教育委員会側からはされていないんですか。それとも村だよりに載せてとか、村の公式LINEで呼びかけてとか、そのような村内への事業所への案内というのは全くなかったのか。もしくは、ディーラーから必ずスクールバスに関しては購入しないといけないというふうになっているのか。このあたりをお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

一般競争入札ということでホームページに載せる、あと公告縦覧するということで行っておりますが、特定の会社を指名してやるような指名競争入札とは違まして、誰でも入札できるような方法でございますので、一部の業者、一部の方にこういうことがありますという情報を出すということはやっておりません。これはあくまでも条件をつけて、その条件に合致したところであれば誰でも応札できるということになりますので、条件としては県内に営業所を有する業者ということにしていますので、それで応募してきたのが2社ということでございます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの7番玉城みちよ議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書の規定により、特に発言を認めます。7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 ネットを見ましたら、この入札参加の資格条件の中に、過去2年以内に国、都道府県、または地方公共団体と、2回以上にわたって同種の契約を締結した実績を有することと書かれているんですけれども、この(7)が入ってしまうと、今回コロナ禍でものすごくいろんな業種に対して苦しまれたと思うんですけれども、(7)のこれが入ってしまうと、こんな小さな村で過去2年間にわたって、2回も同種のマイクロバスの購入契約をした実績という事業所なんてないと思うんです。このあたり村内の事業所へも、この(7)というのをもう少し検討していただきたいのと、村内の業者に寄り添って案内をしていただきたかったというのが、今帰仁村内の事業所に基準として、もう少し門戸と広げて案内をかけていただきたいんですけれども、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

過去2年間について実績ということですが、これについては確実に納品していただける業者ということで、その確認も含めて条件に入れさせていただきました。村内の業者というところもありますけれど

も、条件をつけて、それに従って新車については受注生産という形になりますので、どちらにしてもディーラーを通っていくということになります。というところで、最終的にそこで安価なところとの契約になりますので、特に村内業者を締め出す意味での条件ということではなく、あくまでも安心して、こちらとしては応札した金額で納入していただけるというところを考えた条件づけということにしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第54号 物品購入契約について(今帰仁中学校低公害車スクールバス購入事業)」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第54号 物品購入契約について(今帰仁中学校低公害車スクールバス購入事業)」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「議案第55号 物品購入契約について(天底小学校低公害車スクールバス購入事業)」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第55号

物品購入契約について

天底小学校低公害車スクールバス購入事業に係る物品購入契約の締結について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

- | | |
|--------|---------------------|
| 1 契約件名 | 天底小学校低公害車スクールバス購入事業 |
| 2 納入場所 | 今帰仁村教育委員会 |
| 3 契約方法 | 一般競争入札 |
| 4 契約金額 | 6,124,008円 |

- 5 契約の相手方 沖縄県浦添市字港川495番地5
沖縄ふそう自動車株式会社
代表取締役 與那覇 明

令和3年11月24日提出
今帰仁村長 久田 浩也

提案理由

天底小学校低公害車スクールバス購入事業に係る物品購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第18号）第3条の規定により議会の議決を必要とするため、この議案を提出します。

購入事業契約書を添付しております。お目通しをお願いいたします。以上です。

○ 座間味 薫 議長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 議案第55号 物品購入契約について質疑をいたします。

こちらの提案理由にも、天底小学校低公害車スクールバス購入事業に係る物品購入と書かれていますけれども、中学校のものと差額があるんです。767万5,000円と612万4,000円と。これは中学校、小学校、定員が36名と25名ということで価格が変わるのか。それとも今まで乗っていた天底小学校のバスを下取りさせて、これも勘案しての価格の違いなのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑についてご説明いたします。

先ほど議決いただきました今帰仁中学校の低公害車スクールバス購入事業との金額ですが、主な要因としては定員の違いによる金額だと考えます。これについては一般競争入札を行っておりますので、業者さんに対して提示した条件、それによって業者さんが応札していただくということになりますので、その差については、大きいのは定員ということになりますので、その差だと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 天底小学校のスクールバスは今帰仁中学校よりも購入が遅くて、まだまだ使える状況だと私は思っていますけれども、あれは下取りされて買ったのか。それと、低公害車だから新しいのを買ったのか。前のは低公害車ではなくて、もう切り換えしないとイケなくて新車を購入したのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

天底小学校低公害車スクールバス購入事業については、古宇利に行っている便は今ワンボックスでやっていますが、ワンボックスに乗れる12歳未満の定員が12名までです。現在、天底小学校の古宇利区からのスクールバスに乗りたいという許可申請が出されますけれども、この許可申請の定員が12名になっていま

すので、今満車状態で法律的には問題はないんですが、やはりランドセルを持ったり、いろんな道具を持ったりするといっぱいな状態であるということと、あとシートベルト等もちょっと不足するということもあって、今後の増も見越したところで新しく社会的な人口増を見越して、今回マイクロバスぐらいの大きさの25名定員のバスを購入するということにしております。

低公害車というのは、これは条件を満たしていれば全部オーケーかというところではなく、何年度、今でいうと平成28年度ですか、平成28年度ぐらいに排ガス規制等がかかっております。それで、その辺をクリアしたものを納車してほしいということで、低公害車という名称をつけております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番 與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 今の課長の説明は古宇利まで云々とあったんですが、この車で湧川地区と古宇利地区、両方を送迎するというところで理解していいですか。

それと、今まで使っていた学校車は下取りにも出さないで、また役場で使う予定があるのかどうか伺います。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

先ほど質疑がありました下取りを含んでいるのかということとは、ちょっと答弁漏れがありましたので。下取り額は特に条件としてつけておりませんので、入っておりません。

それから、今回の天底小学校低公害車スクールバス購入事業については、古宇利便の今走っているワンボックスの更新ということで、湧川便とは別に2台になります。この辺は学校の登校時間の関係等もありますので、2便で運行していくということで考えております。現在古宇利便として使われているワンボックスについては、役場で今後使用していこうかというふうに考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時25分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時25分)

ほかに質疑はありませんか。9番山城 太議員。

○ 9番 山城 太 議員 議案第55号について質疑をいたします。

先ほどの同僚議員からの質疑である程度理解したんですけれども、この提案理由に購入目的も入れたほうがいいのではないかと思うんですが、なぜ買うのかが私は知りたかったのでさっき手を挙げたんですけれども、先に與儀さんが手を挙げて、與儀さんのほうで質疑をされたんですが、何のために必要なのかさえも書いていないわけです。どこかにこれを書いてあったら、もっと易しく分かるのでありがたいんですけれども、今後そういうこともできないかと要望します。

それと議案第54号、55号もそうですが、低公害車スクールバス購入事業、これは国や県、何かそういう補助の対象になっているのか、ちょっと確認させてください。

○ 座間味 薫 議長 桃原秀樹学校教育課長。

○ 桃原秀樹 学校教育課長 ただいまの9番山城 太議員の質疑についてご説明いたします。

提案理由についてですが、その前段階にありました議案第52号、53号である程度、説明資料をつけておりますので、今後は説明資料もつけていきたいと思っております。

あと、補助金があるかということですが、これについては補助金はございません。ただ、普通交付税の算定には入っていきますので、全く措置されないかというのと、措置されていきます。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第55号 物品購入契約について(天底小学校低公害車スクールバス購入事業)」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第55号 物品購入契約について(天底小学校低公害車スクールバス購入事業)」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 「議案第56号 令和3年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長

議案第56号

令和3年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について

上記議案について、次のとおり提案し議会の議決を求めます。

令和3年度今帰仁村一般会計補正予算(第6回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,859万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億856万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年11月24日提出

今帰仁村長 久田浩也

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,020,605	106,603	1,127,208
	1 国庫負担金	517,774	14,123	531,897
	2 国庫補助金	498,956	92,480	591,436
16 県支出金		1,117,782	25,610	1,143,392
	2 県補助金	804,177	25,610	829,787
19 繰入金		794,360	6,381	800,741
	1 繰入金	794,360	6,381	800,741
歳入合計		8,069,971	138,594	8,208,565

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		2,087,948	92,480	2,180,428
	2 児童福祉費	841,831	92,480	934,311
4 衛生費		488,570	28,460	517,030
	1 保健衛生費	274,577	28,460	303,037
6 農林水産業費		675,425	0	675,425
	3 水産業費	239,720	0	239,720
11 災害復旧費		3	17,654	17,657
	1 農林水産施設災害復旧費	2	17,654	17,656
歳出合計		8,069,971	138,594	8,208,565

今回の補正は、主に18歳以下の給付金及び軽石対策に係る費用の計上となっております。

詳細については、担当課長から説明いたします。

○ 座間味 薫 議長 田港朝津企画財政課長。

○ 田港朝津 企画財政課長 議案第56号 令和3年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について、歳入歳出ともに節におきまして、300万円以上の項目について説明申し上げます。

議案書6ページをお願いいたします。歳入になります。15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目災害復旧費国庫負担金、補正額1,412万3,000円は、1節農林水産施設災害復旧費の1,412万3,000円の計上によるものでございます。

7ページ、同じく15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、補正額9,248万円は1節総務費補助金で、子育て世帯への臨時特別給付金事業費の9,000万円の計上が主なものでございます。

続いて8ページをお願いします。同じく歳入です。16款県支出金、2項県補助金、3目衛生費県補助金、

補正額2,561万円は、1節保健衛生費補助金の沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金2,561万円の計上によるものでございます。

歳入の9ページになります。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額638万1,000円は1節繰入金で、財政調整基金の638万1,000円の計上によるものでございます。

次、10ページをお願いします。こちらは歳出になります。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、補正額9,248万円は、19節の扶助費におきまして、子育て世帯への臨時特別給付金事業の9,000万円が主なものであります。

続いて11ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、4目環境衛生費、補正額2,846万円は、12節委託料の沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業の2,846万円の計上によるものでございます。

続いて13ページをお願いします。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、2目漁港施設災害復旧費、補正額1,765万4,000円は、14節工事請負費の軽石漂着に伴う災害復旧工事で、1,765万4,000円の計上によるものでございます。

以上で今回の補正の歳入歳出の節における300万円以上の増減の説明を終わります。

○ 座間味 薫 議長 これから歳入の質疑を行います。質疑はありますか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 7ページをお願いします。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の1節総務費補助金、子育て世帯への臨時特別給付金事業費9,000万円、子育て世帯への臨時特別給付金事業事務費248万円、この詳しい内容の説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの6番吉田清尊議員の質疑について説明いたします。

7ページ、15款2項1目1節総務費補助金の子育て世帯への臨時特別給付金事業費9,000万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取組の一つとして、臨時特別一時金を支給する額でございます。また、その事務費につきましては、支給に当たって市町村のほうが事業主体になりますが、そのための事務費という形になっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 子育て世帯への臨時特別給付金事業費、これは対象は何歳から何歳までの子供に対しての給付の事業でしょうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

対象につきましては、児童手当を受給している世帯で、ゼロ歳から高校3年生まで。児童手当につきましては15歳までですので、高校生に関しましては、その児童手当に該当する世帯の基準に合わせて支給という形になります。

○ 座間味 薫 議長 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊 議員 歳出のほうでも出てきますが、もしここでよろしければ、おおよその例えば1人当たり、あるいは世帯当たりの支給金額とか、あるいはいつ頃から支給を始める予定か、いつ頃までに支給を終わる予定か、よろしければお伺いしたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

支給に関しましては、1人当たり5万円の現金を12月中に支給するようということで、準備が整い次第、支給という形になっております。

世帯につきましては、それぞれお子さんの世帯がありますので、一律に1世帯幾らということについては、それぞれの世帯が異なるというところがございます。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 歳入の質疑をいたします。

6ページをお願いします。15款国庫支出金の災害復旧費国庫負担金、補正額1,412万3,000円、1節には農林水産施設災害復旧費とありますが、この説明を求めます。

16款県支出金、2項3目衛生費県補助金の2,561万円、これは1節で沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金となっていますが、これの説明を求めます。以上。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

6ページ、15款1項3目1節の農林水産施設災害復旧費につきましては、昨今の軽石漂着の被害を受けている運天漁港についての災害復旧事業ということで歳入の計上をしております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 10番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

8ページの16款2項3目沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業の内容でございますが、先ほど経済課長からありました、漁港について復旧作業を行う県のほうも、今後の対応については漁港、それから港湾等の復旧作業をまず優先的に考えるという方向で予算措置がされているようでございます。その災害復旧事業で対応ができない漁港に隣接した市町村の管理の海岸については、この事業を活用して軽石の撤去作業を進めていくという考えからの補助事業でございます。総事業費の90%、9割の補助となっております。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 国庫とか県とかあって、4,000万円近くですけども、これは運天港、漁港が主の事業と理解してよろしいですか。別の地域の軽石は、さきにあったクラウドファンディングを集めた予算でやるのか。こっちに4,000万円、この事業はどういう事業があるのかお伺いします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時45分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時46分)

久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの與儀常次議員の質疑について説明いたします。

まず、15款1項3目の農林水産施設災害復旧費の中で対応するのが軽石の撤去作業と軽石の処分、あと軽石侵入防止対策を検討しております。内容については以上です。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 県からの補助事業を活用して、海岸漂着の観点から軽石の撤去・回収作業を

行います。これについては、漁港海岸として指定されている古宇利漁港と運天漁港の海岸、想定1.4キロの撤去作業を予定しております。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 一つずつ、再度ですね。現在、課長の説明は運天漁港とありましたけれども、運天港は対象から外れているのか。運天港は伊平屋、伊是名バースで欠航もあったりして、漁港内に限定しているのか。運天港はどうして軽石を撤去するのか。

また、県の海岸漂着物等地域対策推進事業ですが、古宇利漁港と運天漁港と説明があつたんですけども、いろんな場所に漂着しているんですが、この予算で早急にできることがないのか。別にベルパライソとか、古宇利のハートロックとか、さっきもあつたんですけども、そういう観光民泊もそろそろ出てきますので、そういう場所等もこれに含まれるのかどうか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 10番與儀常次議員の質疑に対して説明いたします。

港湾につきましては、運天港につきましては、今土木事務所が主体になって、屋部土建のユニックで伊是名・伊平屋のバースは撤去しております。月曜日、船をチャーターして吸い込みをするというような実験を行っております。港湾につきましては沖縄県の財政なので、今帰仁村としては沖縄県の出方を見ながらやっていきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

今、建設課長からも説明がありましたとおり、運天港に関しては沖縄県が管理しておりますので、県が行うと。運天漁港については今帰仁村が管理することになっておりますので、村のほうで、先ほど申し上げた事業を行っていくということになります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ご説明いたします。

今回事業を行う沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業については、対象が漁港に附随する海岸というふうになっておりまして、議員がおっしゃった一般海岸は含まれないということになります。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの10番與儀常次議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書の規定により、特に発言を認めます。10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 これは採択されたら、漁港等は早急に工事に取り掛かるのか、お伺いします。

もう一つ、周辺漁港とあつたのは、湧川にもいっぱいあるんです。湧川の浜。こっちはちょっと入り江になっていますので、ヤガンナ島までいっぱいあるんですね。船が出せない状況なんです。こっちは対象から外れたら、大変長い間軽石が撤去できないんですけども、今村内で一番湧川が多いんですね。マリ一海岸が。昨日も見えていますので。風でこっちに向いて、こっちから出ることができないで、こっちにいっぱいたまっている状況ですけども、そういうところはどのような方法で撤去するのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

早急な対応について質疑がありましたけれども、それについては本臨時会の補正予算が成立次第、早速取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 嶺井雄二建設課長。

○ 嶺井雄二 建設課長 ただいまの質疑について説明いたします。

湧川の船着き場ですか、あちらのほうも一応港湾区域になっておりまして、今帰仁村が管理しております。先ほど申しましたように、沖縄県が羽地内海を船で今、吸い込みのテストをしていて、月曜日に運天港に持ってきてテストしたんですけれども、この辺はまた沖縄県と調整しながら対応していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時51分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時52分)

ほかに質疑ありませんか。7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 7ページ、歳入の15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金の子育て世帯への臨時特別給付金事業9,000万円の質疑をいたします。

先ほどの同僚議員の質疑の中で、ゼロ歳から18歳への給付ということで伺っていますが、この18歳というのはお誕生日がちゃんと区切られていて見えているんですけれども、0歳への支給というのは、もう既に何月何日まで住民票登録がされているとか、そういうものの日にちがきちんと打ち出されているのか、お伺いします。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 7番玉城みちよ議員の質疑についてご説明いたします。

子育て世帯への臨時特別給付金の対象の年齢になりますけれども、基準日が令和3年9月30日になります。それまでに生まれた子はもちろん対象になりますが、今後新規で新生児に関しましては、来年の令和4年3月31日までに生まれた方が対象となっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 7番玉城みちよ議員。

○ 7番 玉城みちよ 議員 今の説明はちょっと分かりづらかったんですが、今回支給される5万円というのは、9月30日までに今帰仁村において住民登録がされているお子さんへ支給ということですか。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午前11時54分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午前11時54分)

宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

9月30日で住民票が基準というよりは、9月分の児童手当を支給している受給者に対して支給されるものであります。9月30日以降に出生した新生児に関しましては、出生届、もしくは児童手当の受給の際に、改めて申請をしていただくと。ただし、その際には児童手当が該当する世帯、お子さんのみに受給者に対して支給する。後ほどまた支給するという形になっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで歳入の質疑を終わります。

- 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午前11時56分)
○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午前11時56分)
○ 座間味 薫 議長 暫時休憩します。(休憩時刻 午前11時56分)

午 後

- 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午後1時30分)

午前の7番玉城みちよ議員の質疑に対しまして、学校教育課長のほうから資料の持ち合わせがないということでありましたけれども、改めて説明の申入れがありましたので許可をいたします。桃原秀樹学校教育課長。

- 桃原秀樹 学校教育課長 午前中に可決いただきました議案第55号 物品購入契約について(天底小学校低公害車スクールバス購入事業)における7番玉城みちよ議員の質疑の中で耐用年数についての質疑がございましたが、その時点で資料を持ち合わせていないので確認しますという答弁をいたしましたけれども、確認しましたところ、耐用年数は5年でございます。以上です。

- 座間味 薫 議長 次に歳出の質疑を行います。質疑ありませんか。10番與儀常次議員。

- 10番 與儀常次 議員 歳出11ページ、4款衛生費の1項4目環境衛生費2,846万円ということで、12節委託料で沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業2,846万円となっていますが、歳入と700万円余りの金額の差があるけれども、歳出のほうが多くなっているのだが、差額は一般会計からということで出すのかお伺いします。

それと次の12ページ、歳出6款農林水産業費の3項3目漁港漁場建設費、12節委託料274万4,000円と14節工事請負費の漁村地域整備交付金事業、これは組み替えということで理解してよろしいのか。

次のページ、11款災害復旧費の中の1項2目漁港施設災害復旧費、14節工事請負費とありますが、軽石漂着に伴う災害復旧工事ということで1,700万円余り出ていますけれども、どういう工事をなされるのか、説明を求めます。

- 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

- 仲村美奈子 住民課長 10番與儀議員の質疑についてご説明いたします。

質疑の中では11ページ、4款1項4目の沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業の件だったと理解しております。11ページに財源の内訳がございます。事業費を2,846万円とし、県から国県支出金として歳入2,561万円を予定して、一般財源として285万円を計上している状況でございます。先ほど質疑の中で700万円の差額のお話がありましたけれども、その差額は補正前と補正後の……。休憩をお願いします。

- 座間味 薫 議長 休憩します。(休憩時刻 午後1時34分)
○ 座間味 薫 議長 再開します。(再開時刻 午後1時34分)

久田哲史経済課長。

- 久田哲史 経済課長 10番與儀常次議員の質疑について説明いたします。

12ページ、6款3項3目の12節委託料及び14節工事請負費の補正につきましては、議員おっしゃるとおり、組替えによる計上でございます。

13ページ、11款1項2目の工事請負費の工種につきましては、午前中でも説明をいたしました。運天漁港における軽石の撤去、軽石の処分、軽石侵入防止対策についての工種ということになっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 課長の説明で軽石の除去ということであったんですが、これは工期とかはあるのか。来年までも軽石は来る可能性があるのかどうか。今年度の事業として理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

おっしゃるとおり、年度内での完了を目指しております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 10番與儀常次議員。

○ 10番 與儀常次 議員 もし来年まで軽石が来る場合は、また来年度の予算ということで理解してよろしいですか。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

今回の計上につきましては災害復旧費ということで計上しておりますので、災害に対する応急処置ということであり。しかるべき次年度につきましても、県と調整しながら対応していきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 歳出について質疑をいたします。

11ページの4目の海岸漂着物等地域対策推進事業の2,800万円と、13ページの2目漁港施設災害復旧費の1,700万円、これは軽石の撤去ということで、まず漁港に関してですが、これはボリュームが見えない数字ということと、設計図もないものなので、これに関しての工事費というのは、例えば動かした日数で支払っていくという形なのか、それとも取ったボリュームで計上して処理していくということなのか。これの工事の在り方というものが、撤去の予算の使い方というのが見えてこないなというところで、その辺のところの説明を求めます。

あと、漁港に属する海岸線ということで1.4キロですよね。それはウップマビーチのラインと古宇利の橋の手前のビーチのことを言っているのか。それとも村民の浜まで入る線なのか、お伺いいたします。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 5番座間味議員の質疑についてご説明いたします。

今回、沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業で軽石の撤去作業でございますが、議員がおっしゃったように、運天漁港並びに古宇利漁港のいわゆる漁港海岸と言われる場所ですね。運天でしたら運天漁港から両サイドに海岸がありますけれども、ちょうどウップマビーチまで行かない手前でこの漁港海岸が切れるんですね。なので、ウップマビーチはまた別の事業等で対応しなくてはいけないと考えているところでご

ざいます。古宇利と運天の漁港海岸を合わせて1.4キロ、ウップマビーチまで、それから村民の浜までという距離は算定がされていません。対象にはなっておりません。

今回、復旧作業でできない部分の漁港海岸をこの事業で見ようという県の方針が出ましたので、漁港に附随する海岸の1.4キロになっています。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑について説明いたします。

積算の根拠という質疑だったと思うんですけれども、まず、バックホー等で撤去しますけれども、そこをある程度の見込まれた土量、一応5万立米未満を積算しております。それを処分場が指定されておまして、村外の処分場はそこしかないという場所で県のほうから指定がありまして、そこで処分をします。その処分に応じて精算していくという形になるということでございます。県のほうから工事費のほうで計上してもらいたいという指示でございますので、その指示に従って計上しているというところです。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時41分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後1時42分)

5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、説明いただきました。改めてもう一回、確認します。

運天漁港に関しては5万立米を基本にして、運搬までの積算でやると。例えば機械を入れた、風によってなくなった、また来たという形で待ちであったり、実際やってみると全然物がなかったりという、どうしても後で請け負った方たちとのトラブルにならないか、すごく根拠が分かりづらいなと思って、5万立米ってすごいボリュームになっているんですが、この漁港の中だけで入ってきた軽石を、最初の契約としては5万立米、大きな工事になるけれども、実績としては相当ボリュームが小さくならないか。ちょっとトラブルにならないかなという心配があって、私も過去に砂を扱う仕事をしたときに、1,000立米でもただごとではない数量じゃない中で5万立米といったときに、金額的にはすごく大きくなるけれども、実際あれだけの5万立米の軽石を上げるとなると、本当に上げ切れるのか。請け負った方たちに予定外のものが出来てしまうおそれがあるんじゃないかなというところで、この辺、5万立米として請け負わさせるのか。結局日割りで、運搬は運んだ分だけだと思うんですけれども、重機というものはある意味、常用で使うしかないのかなと思ったりもします。この辺、改めて5万立米を基に撤去工事を請け負わせていくような予定なのか。それはウップマビーチも含めて、その辺りもそういう何立米を請け負わせていくような形で措置していくのか。工事の根拠がちょっと分かりづらいというか、あるものを運搬するんだけれども、動くものと、またボリュームが大き過ぎるというところで、どれぐらいの工事……。この辺、もう一回説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただ今の質疑について説明いたします。

議員おっしゃるとおり、非常に不透明といいますか、そういうところが見えるところではあるんですけれども、まずは早急に手をつけて、今困っている漁業関係者の皆様の安心に向けて、漁港内に停泊している船についても、安心して停泊できるような体制を整えたいということで進めていくという考えでござい

ます。最後に査定等があつて、国庫補助金について精算があるものというふうに指示があります。よつて、細かく出来高といひますか、そういうものをチェックしながら、今割り当てられている金額について、しっかりとこの金額に対応していきたいというふうに考えております。やはり重機等の使用料等も積算根拠に入つておりますので、そのあたり、業者の負担にならないように、監督についてはしっかりと、その請け負ひしていただいた業者等と十分調整して、その工事を進めていきたいというふうに考えております。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 座間味議員の質疑について説明いたします。

今回、大きな予算を県のほうも計上していただいて、事業を実施するということとなります。海岸に打ち上げられている分を、私どものほうでは撤去をすると。今、積算では2,100立米を2月の末までに、潮の流れだったり、打ち上げられている状況を確認しながら、回数を重ねていくという予定をしております。県のほうはキロ当たり2,032万9,000円の単価を出して、今回1.4キロに見合う額の補助をもって事業を進めてほしいということがあつて、今回計上させていただいている状況でございます。

○ 座間味 薫 議長 5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、住民課のほうの工事に関して2,100立米というのは、現実的な数字かなと。見た感じ、ウップマビーチにたまっているものを取つて、また来てという形で、2,100立米といたら大体现実的な数字なのかと。漁港に関して5万立米というのが、とてもボリュームが大きいなところがあつて、もしかしたらこの5万立米を取るために時間がかかつて、経費倒れをしてしまう業者も出てしまわないか。そこがちょっと気になるところで、一日でも早く除去する中でも、その請け負った業者が困らないような形でぜひ対応していただきたいなと。また、工事で取つた軽石というのは、ある意味、村の財産になるということですよ。例えば砂など、浚渫土砂なども財産になるじゃないですか。これはならないのか。処理をした後運ばれて、ヤードに置いた後の軽石というのは、例えば浚渫土砂などはもう財産としてなりますけれども、これもある意味、村の財産として一時ストックして、今後の再利用を検討しながら対応していくのか。その辺まで説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

経済課の管理しています漁港の軽石の撤去につきましては、処理費用まで含まれておりますので村外へ処理しますので、議員がおっしゃる村の財産というのにはならないものと考えております。あくまでも撤去して処理までということになります。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの5番座間味邦昭議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書の規定により、特に発言を認めます。5番座間味邦昭議員。

○ 5番 座間味邦昭 議員 今、経済課長のほうから説明があつた処理費用が含まれているということは、これはある意味、村民に提供をするということの費用ですか。一時ストックして、処理費用というのは、どこかの穴に埋めてもうそのままにする費用ということで、再利用までは考えていないという解釈でよろしいのか、お伺ひします。処理をしてしまうと、もう再利用は基本的に不可能になってしまうのか。その辺の解釈、ちょっと答弁を求めます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 ただいまの質疑について説明いたします。

その工事の中で指定された場所に、村外ですけれども、その業者に処理をさせますので、その搬入を含めて積算上計算されておりますので、そこで処理をしていただくということになります。今帰仁村の土地にストックするとか、そういったことではございません。漁港で積み込みをして、搬入して処理していただくということになっております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 歳出について質疑をいたします。

11ページの4款1項4目と13ページの11款1項2目について質疑をいたします。今、大体質疑もあったので、理解はしているところです。まず、11ページからなんですが、漁港海岸の1.4キロということで理解いたしました。積算根拠も理解しております。ちょっと確認なんですけれども、港湾、漁港は置場が指定されて、村外ということでしたが、県の漂着物の問題も同じような処理のされ方、処分のされ方になるか確認します。あと、今1.4キロということですが、今後も大量に押し寄せてくるであろう軽石、冬の間はどんどん来るだろうという話でありますけれども、これだけ海岸線が長いと相当の距離がありますが、そこも含めて今後の県としての方向性といいますか、予算も含めてどういう形に対応していくのかということまで県のほうは示されているのかどうか、確認いたします。

13ページについて確認いたします。これは工事費ということで、工事として請け負う業者がいるということで理解しているところであります。5万立米という量で、除去した後、防止ネットも張るわけですよ。結局、入ってくる量も減るのかなというの理解しているんですけれども、この辺、早く漁民が安心して漁ができる環境をつくるということで理解はしているんですが、その辺の状況、請負業者も決まっているのかどうかとか、工事になりますので、なかなか漁協では受注できないところもあると思うんですけれども、その辺ぜひ仕事を生むということでも、漁業補償の一つとしても漁協の漁民も連携させて、この事業に組み込んでいけるのかどうか、確認いたします。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 2番上原の質疑についてご説明いたします。

まず、私どもの事業で回収した軽石につきましては、古宇利の村有地に一旦ストックをする予定にしております。トン袋を活用して、積み重ねて、飛散防止を兼ねてという考えでございます。先ほど活用の件についてもほかの議員からもありましたけれども、その辺、確実な処理の方法等も作業を進めながら、県と調整をする予定にしております。

一般海岸等もかなり軽石が流れて、今状況が非常に悪い状況で、観光にも漁業の皆さんにも支障を来している状況でございますが、海岸の撤去作業につきましては、県がこれから優先順位をつけて対応ができるのかどうかを検討するという回答をいただいております。

予算の方向性ですけれども、今回の事業は9割補助で今回対象を、あくまでも漁港海岸として対象を絞っていますが、9割補助で、ほかの一般ビーチについても県の管轄ではありますけれども、この事業を活用する意思がありますかということをお問われております。ただ、1割は村が負担しなくてはならないと

ということになりますと、先ほど1キロ当たり2,000万円余りの査定が出ていますので、全部の海岸をやると1億5,000万円は確実にかかるという試算が出ますので、その1割を私どもが持つというのは非常に厳しい状況にあるということで、県の管理下である一般海岸については、ぜひ県のほうで100%持っていただきたいという意見は出している状況でございます。11月いっぱい県が臨時会を開くという情報が入っていますので、そこで一般海岸についての予算が計上されているのかどうかということに注視しているところでございます。

○ 座間味 薫 議長 久田哲史経済課長。

○ 久田哲史 経済課長 2番上原祐希議員の質疑について説明いたします。

経済課のほうでは工事費に計上しております、災害復旧事業として計上しております。業者につきましては、今臨時会の予算が成立後、すぐ取り組んでいきたいと思っております。予算なしでは契約も結べない状況でございますので、迅速に進めていきたいと考えております。

議員ご指摘のありました漁業者の補償の観点からもどのようにするかという見解だったと思うんですけども、このあたりも含めて、沖縄県とか関係機関ともしっかりと調整して、可能な限り対応していきたいと考えております。その前提には、やはり漁業組合との連携はかなり重要かというふうに認識しておりますので、その連携を含めて、どこまでウミンチュと呼ばれている方々、漁業を生業としている方々がその工事に携われるかということまで踏まえて検討していきたいと考えております。その中で受注した業者との調整も必要になりますので、しっかりと職員と漁協、受注者と調整を含めて、少しでも多く漁業をされている方が安心して生活できるような対応をしていきたいと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 2番上原祐希議員。

○ 2番 上原祐希 議員 11ページから質疑をさせていただきます。

村の一般海岸のほうが長いわけですが、それを積算すると1億5,000万円余りだろうと。試算が出ているということで理解いたしました。

確かに1割負担でも1,500万円という財源を捻出しなきゃいけないというところはかなり大きな問題でありまして、100%補助を今、県にも求めているということで理解いたしました。

これは難しい問題で、北風が吹いている間は除去してもまた押し寄せてきますので、この1億5,000万円を投じればそれで済む話でもないというところが、非常に頭を抱える部分であります。もちろんこれは県にとっても、これだけコロナ禍の中でいろいろと支出も多い中でありますので、県での対応は厳しいだろうというのもありますので、ぜひこれは国も一緒になって、災害として捉えていかなければいけない問題だというふうに理解はしているところでありますけれども、この辺、正直、川とかでもかなり堆積してきて、大井川のような河口が大きいところだと動きによっては吐いたりもするんですが、小さい川だと吐けなくて、ずっとたまる一方の川も実際ありまして、既に臭いも出ているとかということで、生活にも支障を来しているというところもありますので、やはり予算があるからできることなんですけれども、その辺、地元としても困っている、村としても困っているところは優先順位も含めていろいろとあると思いますので、そこをしっかりと抽出しながら、ぜひ一般海岸も急ぐべきは急ぐべきで、ぜひ要請していただきたいと思っておりますので、その辺、国も含めて、県にも急ぎでやるところはやっていただきたいという

ところで、村長の見解を伺いたいと思います。

13ページにつきましては、今後しっかりと漁協とも連携をしながらということでありましたので、理解いたしました。じゃあ、11ページだけ確認いたします。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後1時59分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時00分)

久田浩也村長。

○ 久田浩也 村長 ただいまの2番上原祐希議員の質疑にお答えいたします。

まず、一昨日月曜日に自民党の国土交通部会の方々がお見えになりまして、建設課長、そして副村長ともどもご案内を申し上げまして、窮状、実状をしっかりと届けた次第でございます。議員団の皆様からは、しっかり持ち帰って、しっかりお答えをしていきたいという心強いお言葉もいただいたのは事実でございます。そして、今後の県の対応なども含めて申し上げますと、先ほど来議論を交わしておりますけれども、漁港、港湾の泊地、航路については災害復旧事業で回収処理を進めていくと。災害復旧工事で対応できない浜、海岸ですね。そういうところは環境省補助金で回収処理を進めていくというところでございます。今後村としてどう対応していくかというご質疑だと思うんですけれども、除去、あるいは処分に関しては問題がかなり長期化するという見通しも出てきている中で、様々な課題に柔軟に迅速に対応を心がけて、多くの視点、あるいは意見、地権者の意見も踏まえて、これは全庁体制で、今後迅速かつ効果的に対応していきたいという考えを持っているところでございます。

補足でありますけれども、明日より東京に飛びまして要請行動、北部12市町村首長の中で26日午前に西銘沖縄担当大臣にも要請を強く申し入れる予定となっていることをご承知おきいただきたいと思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 歳出について質疑をいたします。

先ほど少し歳入のほうで出ていましたけれども、10ページですね。3款2項2目の中の子育て世帯への臨時特別給付金事業。これはちょっと説明はあったんですが、あまり聞き取れないところもありましたので、対象ですね。先ほどの課長の説明では高校生というふうにもあったと思うんですが、高校生になると19歳もいたりもしますので、年齢で区切っているのかどうかとか、そこの説明と、あと手続ですね。手続が必要な方、必要ない方、そういうのが出てくると思うんですけれども、この辺の方法とか、手続の期間、先ほどもありましたが、いつ頃振り込まれていくのかとか、そこの説明を求めたいと思います。

それと、先ほどから出ている11ページ、4款1項4目の沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業。この事業を大まかにといいますか、何か説明はありましたけれども、中身ですね。どんなことをする事業なのか。ここの説明を求めたいと思います。以上です。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 8番與那勝治議員の質疑についてご説明いたします。

まず、先ほど私のほうから別の議員の方への説明の中で高校生というお話をいたしましたけれども、実際には生年月日で区切られておりまして、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた子供が

対象児童となります。

そして、児童手当受給者等を含めて、所得に応じて支給されるか、されないかというのがまたふるいにかかけられるというところでもあります。手続の方法、必要な方と必要でない方がいるということですが、速やかに対象世帯に支給されるよう、行政が持っている児童手当の情報等を活用したプッシュ型支給方法ということで、その行政が用いる情報を基に対象者へ受給するかの旨の通知をして、一定期間、受給拒否の申し出がない場合には、民法上これは譲与契約を結ばれたという形になりますので、受給拒否の手続がされていない方については、その決定した期日をもって振り込むと。児童手当を振り込んでいる口座に振り込むということになります。ただし、具体的には高校生というんでしょうか、中学を卒業したお子さんに関しては、児童手当の受給対象となっておりませんので、改めて申請をして、受給者、保護者というんでしょうか、その方の所得調査を行った後に、指定の口座に振り込むという形になります。その際、そういった振込口座番号等を含めて、15歳以上のお子さんをお持ちの世帯に関しては、申請制度という方法になります。

これにつきましての手続方法になりますけれども、今議会が成立した後、システム改修等を行って、対象となる、まずは児童手当を受給している世帯のほうへ、その対象世帯であることを通知いたしまして、本村では1週間から10日間、受給拒否の届出の日を設けて、その旨、届出がない世帯に関しては、今後の作業にもよりますが、12月中には、まず児童手当受給者の世帯にはお振込みしたいと考えています。もちろん高校生、15歳以上の方に関しましては、申請をして所得確認等がありますので、速やかに、できるだけ早い時期に、年を越えて後、振り込みをしていくというふうに考えています。

期間につきましては、先ほどお話ししましたけれども、令和4年3月31日までに出生した児童が対象となりますので、その申請手続等も踏まえて、その手続き期間については今、市町村で定める期間としておりますので、基本ベース、来年の4月いっぱい等を目途に申請をしていただくということになるかと考えております。以上です。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 與那議員の質疑についてご説明いたします。

11ページの沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業とはということでございました。海岸漂着物処理推進法に基づく海洋ごみ、海岸漂着物等を回収・処理するという事業でございます。今帰仁村は毎年この事業を活用して、総事業費150万円ほどで村内の海岸をパトロールして、漂着物の撤去、回収に努めているところですが、今回の軽石についてもこの事業を活用するという県の方針が出て、9割の補助で漁港海岸について対応していくということになりました。

○ 座間味 薫 議長 8番與那勝治議員。

○ 8番 與那勝治 議員 10ページからですが、子育て世帯、対象である方に通知して、受給拒否をする方がいるかどうか、一定期間待つということだったんですが、待ちたくなくて、通知が来た瞬間から振り込んでほしいとかという人もいると思うんですが、この辺の対応とかはどのようにするのか、伺いたいと思います。

それと11ページ、海岸漂着物の回収処理であります。この業務といいますか、この事業でしたら漁業

者といえますか、ウミンチュに仕事を回せるだろうなというふうにも思うんですけども、その辺の配慮とかをどのように考えているか、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 宮里 晃福祉保健課長。

○ 宮里 晃 福祉保健課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

子育て世帯への臨時特別給付金の法的性格につきましては、民法上の民法第549条の贈与契約という形になります。一方的にこちらが振り込みということではなくて、事前に子育て給付金が不要であるかという意思確認をしなければなりません。そのためにこちらから通知を送って、一定期間そういう連絡がないことをもって、その方の意思表示をしたというもので契約が成立することになっていますので、どうしてもこの期間は必要になるということで考えております。1週間から10日ぐらいですので、事務処理上、先に来てもらうという意思表示をして、手続上、一件一件振り込むというわけにはいきませんので、そのような形でしばらくは待つて、まとめて振り込みをさせていただきたいと考えています。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 質疑についてご説明いたします。

議員からご提案のありました、漁業者等への配慮の部分でございます。今回委託料に組んでいることで、大分柔軟性を持たせた工夫もしながら、十分に作業を進めていけるのではないかとというふうに捉えております。県のほうも細かい仕様書のほうで、あれこれと打つのも難しい事業なので、委託ということでご提案をいただいております。先ほどの配慮の部分についても、委託先の調整については、これからしっかりと考えていきたいと思っております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時13分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時14分)

ほかに質疑はありませんか。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 11ページの先ほどから行われています、沖縄県海岸漂着物等地域対策推進事業について、改めて質疑をしたいと思えます。

先ほど積算根拠といえますか、それが2,100立米の計算での金額という説明があったと思うんですが、ちょっと聞き取れなくて、先ほど1トン当たりとおっしゃいましたか、それとも1立米当たり幾らとか聞こえたんですけども、この金額、もう一度説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 11番嘉陽議員の質疑についてご説明いたします。

先ほどの積算の件でございます。県が打ち出した積算は、キロ当たり2,032万9,000円というふうに出されて、それに1.4キロの対象ということで、今回の事業費が出ております。

○ 座間味 薫 議長 休憩します。 (休憩時刻 午後2時17分)

○ 座間味 薫 議長 再開します。 (再開時刻 午後2時17分)

11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 1キロ当たりの長さで見積もった積算ということで、理解いたしました。

この軽石漂着ですが、先ほど来お話があって、これは移動するわけなんですよ。潮によっても風向き

によっても。その中で1.4キロメートル当たり、この範囲の中から回収して、これぐらいの金額ということで、これは予算は頭打ち、使い切ったらもう次の年までないのか。その辺を伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ご説明いたします。

この事業については、2月までに事業の実施をするようにと言われておりまして、先ほど議員がおっしゃったように、軽石も動いている状態でございますので、潮の状況や軽石の打ち上げられている状況に合わせて回数を重ねていく予定にしておりますが、この事業については一旦、これで目途をつけるということになります。また、新たに新年度、この事業があるのかどうかというところは、まだ情報が入っておりません。

○ 座間味 薫 議長 11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 分かりました。

2月までの事業ということで、軽石除去作業の技術は、どういう方法で取ったほうが一番多くとれるのかとか、まだ技術が確立されていない中で、日々この作業に当たる作業のニーズといいますか、そういうのも変わってくると思うんですが、そういう中で例えば重機が必要であったり、例えば作業をする道具とか、また、少し小型の船舶が必要であったり、そういうことも考えられると思うんです。そういうことに対しては受注する業者と相談しながら、こういう相談にもうまく対応できるのか。その辺を伺いたいと思います。そうすることによって回収量が増えていって、片付けがスムーズに行くというふうにも考えますが、その反面、多く回収すればするほどお金もかかって、打ち止めも早く片付けられるということはあるんですけど、その反面、早く終わってしまうんじゃないかなど。例えば1月末でもう事業費が枯渇して終わってしまうのかなどか、その辺も思ったりですね。まずはその柔軟な対応、業者と話合っできるのか、伺いたいと思います。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

大変貴重な意見だというふうに捉えております。まずはこの予算を有効に、かつ効果的に進めていくためにも、業者さんとの入念な相談であったり、協議であったりは十分に必要だというふうに捉えております。また、そのように対応していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ただいまの11番嘉陽 崇議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条、ただし書の規定により、特に発言を認めます。11番嘉陽 崇議員。

○ 11番 嘉陽 崇 議員 受注する業者さんと調整しながら進めていけるという、そうしていくということであったんですが、今回この軽石問題で観光関連の業者は、相当軽石が流れてきて、予約していた事業がキャンセルになったり、そういう中で、あれからもう一月余ってしまして、業者は一月丸々遊んでいて収入がない方とかも中にはいらっしゃると思います。そういった方たちの雇用も創出していくことが大切だと思います。丸々一月遊んだとなると、次の月でこの一月分稼げるかといったら、それも難しいと思うんですが、そういうことも含めて、一律量に応じて賃金を払うのか、日当制になっていくのか、その辺でも人夫が集まる、集まらないというのも出てくると思いますので、少しでも単価が増えたり、能力に応

じて回収を多くできる団体には多く支払うとか、そういったことも相談できるのであれば、雇用創出の観点から、また、これまで収入がなかった分をどうにか頑張っ、業者さんですので支払いとかもたくさんあると思いますので、先月事業できなくて入ってこなかった分は次の月に取り返すというのはもうできないと思うので、その辺も含めて、ぜひご検討いただけたらなというふうに思っておりますので、説明を求めます。

○ 座間味 薫 議長 仲村美奈子住民課長。

○ 仲村美奈子 住民課長 ただいまの質疑についてご説明いたします。

議員がおっしゃるとおり、コロナ禍が落ち着いて、これから観光業界も上向きになっていくのかなという期待が大きい中で、この軽石問題が非常に生活に影響を与えるのも大きい状況が続いているというふう感じております。今回、この事業を進める中で、受託する業者にもマリン事業者であったり、漁業の関係の皆さんも含まれるとは思いますが、そういう皆さんにもこの仕事が回せるようにといたしますか、また、お力添えがいただけるように雇用につなげていきたいということを、しっかりと仕様書のほうでもうたいたいということで担当も言っておりましたので、ここは主管課としても対応していきたいと考えております。

○ 座間味 薫 議長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「質疑なし」と認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「討論なし」と認めます。

これから「議案第56号 令和3年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第56号 令和3年度今帰仁村一般会計第6回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8. 「報告第8号 専決処分の報告について(今帰仁村新庁舎建設工事(建築工事)1工区)」、
日程第9. 「報告第9号 専決処分の報告について(今帰仁村新庁舎建設工事(建築工事)2工区)」、
日程第10. 「報告第10号 専決処分の報告について(今帰仁村新庁舎建設工事(建築工事)3工区)」を一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって日程第8、日程第9、日程第10を一括議題といたします。

本件について、提出者の報告を求めます。比嘉克雄副村長。

○ 比嘉克雄 副村長 それでは一括して説明をしたいと思います。

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

令和3年11月24日提出
今帰仁村長 久田浩也

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）1工区
議決された契約の金額	¥391,600,000
専決処分した契約の金額	¥3,410,000

理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

令和3年11月4日
今帰仁村長 久田浩也

工事請負変更契約書等を添付しております。お目通しをお願いいたします。

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこ

れを報告します。

令和3年11月24日提出
今帰仁村長 久田浩也

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）2工区
議決された契約の金額	¥293,700,000
専決処分した契約の金額	¥1,100,000

理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

令和3年11月4日
今帰仁村長 久田浩也

変更契約書を添付しております。お目通しをお願いいたします。

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって別紙のとおり、専決処分したので同条第2項の規定によりこれを報告します。

令和3年11月24日提出
今帰仁村長 久田浩也

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について次のとおり専決処分する。

工 事 名	今帰仁村新庁舎建設工事（建築工事）3工区
議決された契約の金額	¥308,000,000
専決処分した契約の金額	¥1,430,000

理 由

設計変更に伴う増額のため専決処分する。

令和3年11月4日
今帰仁村長 久田浩也

変更契約書等を添付しております。お目通しをお願いいたします。

この専決処分につきましては3件とも、現在工事を進めておりますが、地盤改良に伴う残土処理に変更が生じたので、設計変更を行ったことによるものです。以上です。

○ 座間味 薫 議長 次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 座間味 薫 議長 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第6回今帰仁村議会臨時会を閉会いたします。

（閉会時刻 午後2時31分）

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 座間味 薫

署名議員 座間味 邦 昭

署名議員 吉 田 清 尊